

## 事業主の皆様へ

### 障害者雇用納付金の申告・納付期限の延長についてのお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

#### 1 障害者雇用納付金の申告・納付期限の延長について

令和6年1月能登半島地震による被害の甚大さに鑑み、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その申告・納付期限が延長されることとなりました。

##### ① 次の地域に主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの

指定地域（令和6年厚生労働省告示第3号により指定）

富山県、石川県

##### ② 令和6年1月1日以降に納付期限が到来するもの （督促状の指定期限が令和6年1月1日以降である場合を含みます。）

#### 2 延長後の障害者雇用納付金の申告・納付期限について

被災者の状況に十分配慮し、厚生労働省が災害のやんだ日から2ヶ月以内の日を定めることとされております。決定次第、当機構ホームページにてお知らせいたします。

#### 3 障害者雇用調整金、特例給付金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金（以下「支給金」という。）の申告申請期限について

##### （1）特定被災区域（※1）に主たる事務所を有する事業主

特定被災区域に主たる事務所を有する事業主は、支給金の申請期限が令和6年7月1日まで延長されています。

##### （2）特定被災区域に主たる事務所を有しない事業主

特定被災区域に主たる事務所を有しない事業主は、支給金の申請期限は延長されていないため、申請期限は令和6年5月15日となります。

ただし、特定被災区域に主たる事務所を有しない事業主であっても、申請により支給金の申請期限の延長（令和6年7月1日までの期間の範囲）が認められる場合があ

ります。延長申請方法等の詳細については、機構ホームページ（※2）をご参照いただくか、当支部までお問い合わせください。

（3）障害者雇用納付金の申告期限と支給金の申請期限について

障害者雇用納付金の申告期限は、上記2のとおりこれから定められます。このため、特定被災区域に主たる事務所を有する、または有しない、のいずれの場合においても、障害者雇用納付金の申告期限と支給金の申請期限は一致しません。

支給金の支給を受けるためには、必ず支給金の申請期限までに申請する必要がありますので、ご注意ください。申請期限を過ぎた申請に対しては、支給金の支給はできません。

（※1）特定被災区域とは、令和6年能登半島地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。更新されうるため、最新の区域については、内閣府防災情報のページを参照してください。

なお、令和6年3月12日現在、富山県は魚津市と入善町を除く13市町村に災害救助法が適用されています。

([https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html))

（※2）機構ホームページ「令和6年度能登半島地震による災害に伴う障害者雇用調整金等の支給申請期限の延長について」

([https://www.jeed.go.jp/disability/noto\\_sikyukin\\_extension.html](https://www.jeed.go.jp/disability/noto_sikyukin_extension.html))

令和6年3月13日

【お問い合わせ先】

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

富山支部 高齡・障害者業務課

TEL. 0766-26-1881

<https://www.jeed.go.jp/>